

主催者パビリオン協賛スポンサー出展規約

第1条（出展物）

(1)出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。

(2)次の各号に該当するものは、出展を禁止します。

- ①輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物
- ②引火性・爆発性または放射性危険物
- ③工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物
- ④裸火を使用する物（ただし、所轄消防署の許可を受けた場合を除く）
- ⑤主催者の事前の承諾を得られなかった物
- ⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物
- ⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物

(3)前項に該当する以外の物でも、「出展の手引」にて定めた禁止事項に抵触する出展物や、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前はもとより出展中であっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。

(4)主催者は、出展者が、本出展申込みの前後を問わず本条(2)(3)により禁止された物もしくは規制された物を、出展していた場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知しますので、通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめ、もしくは規制に従っていただきます。

(5)①前項において、出展者が主催者の指示に従わない場合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展ブース料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、主催者は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置をとることができます。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の責任追求を行わないものとさせていただきます。

②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申し込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受けません。

第2条（展示期間及び展示時間）

展示期間は、2023年9月13日から同年9月15日までの3日間とし、展示時間は午前10時から午後5時までとします。

第3条（出展物の管理）

(1)各出展者は、自己の責任と費用において、スポンサー出展ブース（以下、出展ブース）内への出展物の搬出入と出展ブース内の出展物の管理をしてください。

(2)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め出展物の損傷その他出展物に関する一切の事故について、その責任を負いません。

第4条（事故等の防止及び責任）

- (1)出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故、テロリズムの発生及び感染症のまん延等（以下、「事故等」という）の防止に努め、万一事故等が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。
- (2)主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・制限その他事故等防止のために必要な措置を取り、あるいはこれを命ずることができ、出展者はこれに異議なく応ずるものとします。
- (3)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故等につき一切の責任を負いません。

第5条（展示会開催の変更及び中止）

- (1)主催者は、天災地変、テロリズムの発生及び感染症のまん延その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転、または展示会の開催を中止する決定ができるものとします。
- (2)主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、展示会の開催を中止する決定ができるものとします。
- (3)(1)および(2)の場合、主催者は、これによって生じた出展者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。
- (4)主催者が、(1)に基づき、展示会を早期閉会、開催延期、規模縮小または会場を移転する決定をした場合であっても、出展者はスポンサー出展料（以下、出展料）の全額を支払うものとし、既に支払った出展料について主催者は返金しないものとします。
- (5)①主催者が、(1)または(2)に基づき、展示会の開催を中止する決定（以下「中止決定」という。）をした場合、同決定の時点で、当該展示会の出展料の全額を支払った出展者に限り、出展料（税込）の70%を主催者より返金するものとします（返金日は追ってご連絡）。返金の際に生じる振込手数料は主催者が負担いたします。
- ②主催者が中止決定をした時点で、出展者が当該展示会の出展料を支払っていなかった場合には、当該出展者は同展示会の出展料（税込）の30%を主催者に支払うこととします（振込手数料は出展者の負担とします）。

第6条（出展者による出展の取消）

- (1)出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約（申込みブース数の削減やオプションの取消・削減を含む。以下、本条において同じ）は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。
- (2)前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は以下のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

期日	キャンセル料
各申込み期限の翌日以降	税抜出展料の100%

なお、上記表中の「期限」は出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約の意思表示が、主催者に到達した時点をもって区別します。また、出展申込みの一部の取消・解約の場合のキャンセル料の「税抜出展料」とは、取消・解約される分に相当する税抜出展料の額とします。

第7条（搬出入および会場施設）

搬出入及び会場施設については下記によるものとします。

①会場

東京ビッグサイト（東京国際展示場）西展示棟

②搬入期間

2023年9月12日（火）8:00～18:00

③搬出期間

2023年9月15日（金）17:00～22:00まで

※時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完了してください。また、上記終了時間については変更になる場合があります。詳細は「出展の手引」をご確認ください。

第8条（ブース内の出展者常駐）

出展者は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを常時着用し、かつブース内に展示時間中常駐し、来場者との対応、出展物の管理にあたることとします。

第9条（マイク使用の禁止と音量規制）

(1)マイクを使用した商品説明は原則として（詳細は「出展の手引」を参照）禁止します。

(2)ブース内のAV機器の音量や商品自体が発生する音量は、ブース前面2メートルにて計測して70デシベル以下とします。

(3)館内における音楽の生演奏は厳禁いたします。

第10条（廃棄物の処理）

(1)展示廃棄物、使用済みの資材やブース内・周辺の塵・クズは、出展者の責任によりお持ち帰りください。

(2)放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主催者が出展者に実費請求しますので、出展者は請求書受領後直ちにお支払いください。

第11条（個人情報の取り扱いについて）

出展者は、主催者が提供するインターネットやバーコード等のシステム・サービスによって得られた顧客の個人情報については、出展者における個人情報保護に関する規則に基づき管理するものとする。